

令和6年度診療報酬改定による変更について

◇医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードのICチップ等、オンライン資格情報確認の活用により患者様の診療情報を参照し質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

それに基づき、初診時に1点（月1回）・再診時に1点（3ヶ月に1回）の加算を算定させていただきます。

◇医療DX推進体制整備加算

当院は、下記の施設基準を満たしているため、

医療DX推進体制整備加算を初診時に月1回算定しております。

- 1.オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用し診察を実施しています。
- 2.マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療提供に取り組んでいます。
- 3.電子処方せんの発行等電子カルテ情報など医療DXにかかる取組を実施しております。

（DX:デジタルトランスフォーメーション）

◇一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般的な名称（一般名処方）にて処方箋を発行する場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

◇明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別に診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。

明細書には使用した薬剤の名称、行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。